

今後の検討の方向（案）

今般の化学物質に関する環境リスク管理に対する関心の高まりや関連の情報公開への要望、また、健全な水循環系構築への取組など、様々な観点から水環境に対する関心が高まっている。具体の法律制度としても、P R T R法の施行などにより、水環境における化学物質の管理施策として新たな体系が生まれ、これに基づく新たな情報が提供される状況になっている。

このような状況も踏まえ、第1次報告のとりまとめの過程において環境基準健康項目の設定において配慮すべき事項として、次の諸点について委員より指摘があった。これらも踏まえてより適切な水質環境基準健康項目の設定に向けて検討を行う。

人間における暴露状況に関する知見の集積

これまで、水の寄与率について10%を基本に基準の設定を行ってきた。人における暴露形態を考えれば、食品、水、大気と3つの経路が想定されるが、これらの実際の寄与率に関する基礎的情報に乏しい状況にあり、今後これに関する知見の集積に努める。

公共用水域等の水域特性に基づく項目の取扱い等についての検討の継続

淡水と海水、また、淡水における表流水と地下水といった特性により実際にどのような物質が検出されるかといったことに対する知見も集まりつつある。

これまで、健康項目については、全水域一律の適用を原則としてきている。今後、これまでの経緯等を含めて整理を行い議論を継続していく。

併せて環境基準と排水規制等の環境管理施策の在り方との関係について、物質ごとにその特性等も踏まえて検討を行う。

暴露形態の変化や分解、生成を含めた環境中での挙動、毒性に関する知見の収集

塩化ビニルに関する検討経緯にもあるように、物質の環境中での挙動、形態変化やそれに伴う毒性の変化等に関する更なる知見の集積に努める。

悪臭物質の取扱いの検討

水環境における悪臭問題は、一般環境においての悪臭問題及び利水障害、特に水道において水源水質に起因する水道水での悪臭問題に大別できる。

前者については、生活環境項目として取り扱ってきている。後者については新たな問題として検討すべきものである。

従来、健康項目においては身体的な健康被害のみを取り扱ってきている経緯があり、この経緯を踏まえれば、利水障害としての悪臭問題については生活環境項目として扱うべき問題と整理できる。

水道水質基準において2 - M I B、ジェオスミンといった項目が新たに取上げられているが、これらは湖沼、ダム湖といった閉鎖性水域の富栄養化の結果として生じる物質である。従来からの富栄養化対策を踏まえた上で、環境基準の設定等においてどのような取組があり得るか、今後とも検討を行う。

環境基準健康項目等の設定についての基本的考え方の再整理

従来から、健康項目は、直接飲用と水域の魚介類の食用摂取を前提に検討がなされてきている。しかし、環境基準設定当初の前提にあった人間における暴露形態の状況が、特に直接飲用については、水道の普及状況など異なる状況となっている。このような状況を踏まえ、今後どのように環境基準等の設定を行っていくべきかについて、今後、基本的な考え方の再整理を行う。